

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 22 年 7 月 30 日

沖 縄 県

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

(適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析(平成 22 年 1 月～3 月))

	確認申請から確認済証交付					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	66	31	42	12	108	43
非適判物件 (1～3号)	43	30			43	30
非適判物件 (4号)	17	12	—	—	17	12

(2) 審査に要している所要時間の分析(適判物件・非適判物件毎)

ア 適判物件

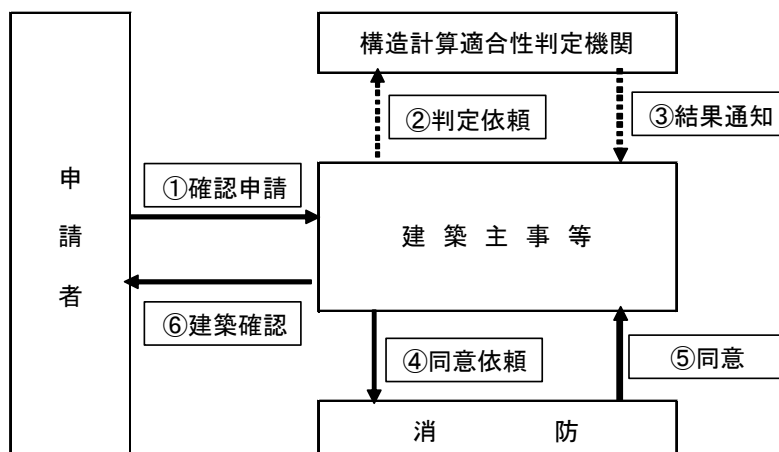
適判物件では、総日数の約 6 割が申請者側が対応を行っている期間となっており、補正・追加説明書の作成などに時間を要している。

イ 非適判物件

非適判物件、総日数の約 3～4 割が申請者側が対応を行っている期間となっており、補正・追加説明書の作成などの期間より、審査に時間を要している。

(3) 確認審査の流れ(適判物件・非適判物件毎)

○確認審査の流れ ※②、③は構造計算適合性判定が必要な場合



所管建築主事	所管区域	担当職員数	連絡先
建築指導課 建築主事	県下全域(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市を除く)※5階以上の階又は地階の床面積が3,000㎡以上	6人	建築指導課 指導班 電話 098-866-2413 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
北部土木事務所 建築主事	北部土木事務所所管区域	5人	北部土木事務所 建築班 電話 0980-53-2010 沖縄県名護市大南1-13-11-3F
中部土木事務所 建築主事	中部土木事務所所管区域(浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市を除く)	5人	中部土木事務所 建築班 電話 098-894-6513 沖縄県沖縄市美原1-6-34(3F)
南部土木事務所 建築主事	南部土木事務所所管区域(那覇市を除く)	6人	南部土木事務所 建築班 電話 098-866-1762 沖縄県那覇市旭町116-37
宮古土木事務所 建築主事	宮古土木事務所所管区域	5人	宮古土木事務所 建築班 電話 0980-72-2769 (代) 沖縄県宮古島市平良字西里1125
八重山土木事務所 建築主事	八重山土木事務所所管区域	5人	八重山土木事務所 建築班 電話 0980-82-3077 沖縄県石垣市字真栄里438? 1

(5) 事前相談

- ・事前相談については、事前に予約を行った上で、申請を行う機関にて行うことを基本とする。

(6) ヒアリング

- ・設計意図が不明なものや指摘内容の複雑なものに関しては、電話あるいは対面にてヒアリングを行っている。

(7) 審査担当者会議

- ・特定行政庁等連絡会議を開催し、法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内の特定行政庁等で統一を図っていく。

(8) 長期間かかっているものの理由と対応

- ・指摘事項があった場合の申請者側の補正・追加説明書の作成などの対応に時間を要している。その対応として、申請者側と補正・追加説明の内容に応じた所要期限について調整を図り、期間の短縮化を図っていく。

(9) その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

- ・特定行政庁等連絡会議を開催し、法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内の特定行政庁等で統一を図っていく。

(10) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ・確認手続きの迅速化について取扱いを定めて、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化について取り組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・確認図書の受付の時点で、受付要件チェックリストにより、以下の点を確認する。
 - ① 記載すべき事項が欠落していないか。
 - ② 図書の整合性がとれているか。
 - ③ 法適合上、大きな問題がないか。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ① 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ② 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとし、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。
- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについて審査し、構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに構造計算適合性判定機関に送付する。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。
- ・「完成度の高い申請図書等」を提出させるための方策として、研修会等を通して、申請の留意点等を広く設計者（意匠・構造）等に周知していく。

(3) 審査体制の改善

- ・円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査をできる限り並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠設計に構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認後、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、直ちに構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行う。
- ・消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防署へ事前協議を行うよう要請するとともに、消防署と十分な調整や情報交換を行う。
- ・適判物件及び消防同意の並行審査については、県内各特定行政庁等で可能な限り統一的な運用を図っていく。

(5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・建築確認円滑化対策連絡協議会を開催し、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を事務所内全員で管理することとし、その管理システムについても検討を行い、審査期間の短縮に取り組むものとする。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・審査に係る苦情を受け付ける窓口を各土木事務所及び建築指導課に設置し、ホームページ上でも審査に係る苦情を受け付ける窓口を設定する等窓口の多様化を図る。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・寄せられた苦情については、建築指導課において整理し、建築指導課長の下に実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うとともに、連絡会議で情報を共有し、運用改善に努めるものとする。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

- ・建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・日本建築行政会議や都道府県建築行政連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。
- ・統一化した審査基準等の作成について特定行政庁等連絡会議において検討する。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

- ・建築指導課のホームページに掲載する。

(2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施

- ・必要に応じて、建築確認円滑化対策連絡協議会等において、設計者等と意見交換をする場を設けることとする。